

令和7年度

環境大賞

募集

1 目的・沿革

環境保全に関する実践活動が他の模範となる個人又は団体に対し秋田県知事表彰する「環境大賞」が、環境保全に関する自主的な取組を促すことを目的として、平成10年に制定されました。

令和6年度までに合わせて135の個人・団体が受賞しています。

2 募集対象

(1) 個人又は団体が秋田県内で実践している環境保全全般に関する活動事例を募集対象としています。主に、次の①から⑤に掲げる実践活動で、独創性や地域とのつながりがあり、他の模範となる活動であれば内容は自由です。活動年数や年齢等の制限はありません。

(活動内容の区分)



(2) 次の部門に分けて表彰を行います。



個人

学校教育関係

団体

学校教育関係は、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校とします。また、団体には、企業、町内会、NPO等のあらゆる種類の団体を含みますが、学校教育関係は除きます。

(3) 過去10年以内に当該環境大賞表彰（部門等問わず）の受賞歴がある場合は選考対象としません。平成26年度以前に環境大賞表彰又は他の知事表彰の受賞歴がある場合は、受賞対象と異なる取組については選考対象となります。以前の受賞と同じ取組については、受賞時から顕著な発展性がある場合に限り選考対象とします。

3 応募方法

(1) 募集期間

令和7年5月29日(木)～7月1日(火) 午後5時必着

(2) 提出方法

①応募は、自薦・他薦を問いません。

②秋田県ウェブサイト「美の国あきたネット」から申込書をダウンロードしてください。

美の国あきたホームページ＞部課別一覧＞生活環境部＞温暖化対策課＞環境教育・環境保全活動等＞「環境大賞」を募集します。

秋田県 環境大賞

検索

▲美の国あきたネット

③申込書に必要事項を記載の上、このパンフレット末尾の問合せ先へ提出してください(郵送、FAX、メールいずれも可)。提出いただいた資料は返却しません。大切な添付資料等はコピーを提出してください。

4 選考方法

選考委員会において、環境保全効果性、県民普及性、地域との連携性、独創性、継続性の5項目について審査を行い、審査の結果に基づき、環境大賞（秋田県知事賞）受賞者を決定します。

5 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に通知します。

6 表彰方法等

(1) 受賞者には、賞状及び副賞を授与します。表彰は令和7年10月11日（土）開催予定の「第23回あきたエコフエス～ゼロカーボンと3Rで変わる未来～」の開会式で行います。

※受賞者には別途時間、場所等詳細をお知らせします。

(2) 表彰は、活動内容の区分を問わず、個人、学校教育関係、団体をあわせて5件程度とします。

7 県民への紹介と情報発信について

受賞した活動事例は、秋田県ウェブサイト「美の国あきたネット」などで広く県民へ紹介します。また、各種媒体を活用して、受賞した活動事例を広く情報発信していきますので御協力ください。

【 参 考 】

<選考対象の例> ※①～⑤の具体的な取組は、これらに限られるものではありません。

①地球温暖化防止に係る取組

- ・再生可能エネルギー・省エネルギー活動、エコオフィス活動(家庭を含む)、エコドライブ活動など地球温暖化防止に実効性がある活動を行っている個人又は団体
- ・食品ロス削減に向けた活動を実践している個人又は団体
- ・地球温暖化防止を目的とした植林やその普及啓発を実践している個人又は団体

②循環型社会形成に係る取組

- ・廃棄物の発生抑制、リサイクル推進に関する活動や普及啓発活動等の循環型社会の形成に向けた活動を実践している個人又は団体

③環境教育・学習に係る取組

- ・環境に関する教育・学習を実践している個人又は団体

④環境美化に係る取組

- ・河川、道路、公園等の清掃活動、浄化活動を実践している個人又は団体
- ・環境美化を目的とした植樹、植栽等の緑化活動を実践している個人又は団体
- ・清掃、浄化、緑化、その他の環境美化思想の普及啓発活動を実践している個人又は団体

⑤その他環境保全に係る取組

- ・環境保全全般(自然保護、水環境の保全など)に関する率先的、先進的な実践活動を行っている個人又は団体
- ・環境保全に関し、普及啓発活動、その他公共的活動を実践している個人又は団体